

## 互 助 規 程

平成 24 年 4 月 1 日 制 定

平成 25 年 9 月 12 日 一部改正

平成 27 年 3 月 18 日 一部改正

第 1 条 この規程は、一般社団法人札幌放射線技師会（以下、当法人という。）定款第 4 条第 6 項の福利厚生に則り、会員の団結を図り、共済を行うことを目的とする。

第 2 条 当法人会員の吉凶慶弔に対する贈呈は、この規程に定めるところとする。

ただし、事由が発生してから 3 ヶ月以上届出がない場合は、この規程に定める事項は消失する。

第 3 条 会員が結婚する場合、次の祝金および祝電を贈呈する。（様式 4 号）

金 10,000 円

祝電

ただし、当法人代表の出席依頼があった場合は、会長の判断とする。

第 4 条 削除

第 5 条 会員が死亡したときは、弔意として香典等を会員の遺族または葬祭を行った者に贈呈する。（様式 6 号）

(1) 香典 金 20,000 円

(2) 弔電

(3) 供花

この場合、当法人代表は原則として出席するものとする。

2 会員の家族が死亡したときは、次の各号により弔電・供花を贈呈する。（様式 6 号）

(1) 配偶者・子

(2) 実父母

3 ただし、家族葬の場合はまたは後日申請があった場合は弔電・供花の代わりに金 10,000 円を贈呈する。

また、当法人代表の出席は会長の判断とする。

第 6 条 会員または会員の親族は、前各条（第 2 条から第 5 条）の事項に該当するときは、電話等により当法人に連絡後、直ちに所定の様式によって当法人へ届出をするものとする。ただし、会員および会員親族の死亡の場合は当法人会員からの連絡でも可とするが、届出は同様とする。

なお、適用を受ける資格は当法人定款で定める会員とする。ただし、年会費納入期限の 9 月末日までに未納の者は、10 月 1 日をもって適用資格を失うが年会費を納入した時点で適用資格は復活する。

第 7 条 この規程の運用は、福利厚生担当理事があたり、事業結果は当法人理事会に報告し承認を受けるものとする。

附 則

1. この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。

2. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
3. この規程は平成 25 年 9 月 12 日から施行する。
4. この規程は平成 27 年 3 月 18 日から施行する。